

# 第3章

## 観光先進国の実現と美しい国づくり

### 第1節

### 観光をめぐる動向

### II

#### 1 観光立国の意義

観光は、急速な成長を遂げるアジアをはじめとする世界の需要を取り込むことによって、人口減少・少子高齢化が進展する中、国内外からの交流人口の拡大によって地域の活力を維持し、社会を発展させるとともに、諸外国との双方向の交流により、国際相互理解を深め、国際社会での日本の地位を確固たるものとするためにも、極めて重要な分野である。

#### 2 観光の現状

##### (1) 国内旅行消費額

平成29年の国内旅行消費額は、宿泊旅行と日帰り旅行の合計で21.1兆円（対前年比0.8%増）となった。

国内旅行消費額のうち、宿泊旅行消費額は16.1兆円（対前年比0.3%増）、日帰り旅行消費額は5.0兆円（対前年比2.3%増）となった。

##### (2) 訪日外国人旅行者数

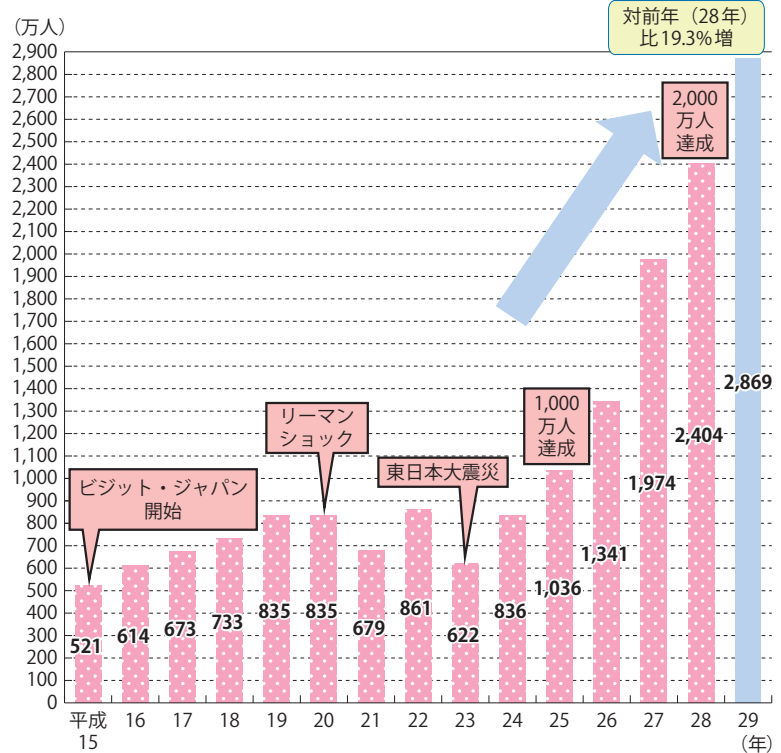
平成29年の訪日外国人旅行者数は、2,869万人（対前年比19.3%増）となり、5年連続で過去最高を更新した。

国籍・地域別では、中国が約736万人、韓国が約714万人となり全市場で初めて700万人を超えた。また、韓国、中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、豪州、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、スペインの20市場において、年間での過去最高を記録した。

### 第3章

### 観光先進国の実現と美しい国づくり

図表 II-3-1-1 訪日外国人旅行者数の推移



(注) 平成28年以前の値は確定値、29年の値は暫定値  
資料) 日本政府観光局 (JNTO)

### (3) 訪日外国人旅行消費額

訪日外国人旅行者数の増加に伴い、平成29年の訪日外国人旅行消費額は、4兆4,162億円（対前年比17.8%増）と過去最高を記録した。

国籍・地域別では、中国が1兆6,947億円（対前年比14.9%増）、次いで台湾が5,744億円（対前年比9.5%増）、韓国が5,126億円（対前年比43.3%増）、香港が3,416億円（対前年比15.9%増）、米国が2,503億円（対前年比17.5%増）の順となっており、これら上位5カ国で29年の訪日外国人旅行消費額全体の74.6%を占めた。

### (4) 訪日外国人旅行者に占めるリピーター数

平成29年の訪日外国人旅行者に占めるリピーター数は1,761万人（対前年比23.5%増）となった。

特に香港や台湾は、29年の来訪回数2回目以上の方の割合がそれぞれ83.4%、80.1%となっており、リピーター率が高くなっている。

### (5) 訪日外国人の地方部における延べ宿泊者数

平成29年（速報値）の訪日外国人旅行者の地方部における延べ宿泊者数は3,188万人泊（対前年比15.8%増）となった。対前年比で見ると三大都市圏（10.2%増）を上回っており、都道府県別では、青森県（対前年比60.3%増）、大分県（対前年比59.3%増）、佐賀県（対前年比51.9%増）等で大きく伸びた。

### (6) アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合

平成29年の国際会議開催件数は414件（対前年比1%増）、フランスに次ぐ世界7位となった。また、アジア主要国における国際会議の開催件数に占める日本のシェアは27.8%となり、引き続きアジア地域で1位を記録した。

### (7) 出国日本人数

平成29年の出国日本人数は、1,789万人（対前年比4.5%増）となり、2年続けての増加となった。

## 第2節

## 観光先進国の実現に向けた取組み

「明日の日本を支える観光ビジョン」の短期的な行動計画として、平成29年5月30日の観光立国推進閣僚会議にて「観光ビジョン実現プログラム2017」を決定し、これに基づき、観光先進国の実現に向け、政府一丸となって各種施策を推進した。

### 1 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に

#### (1) 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放

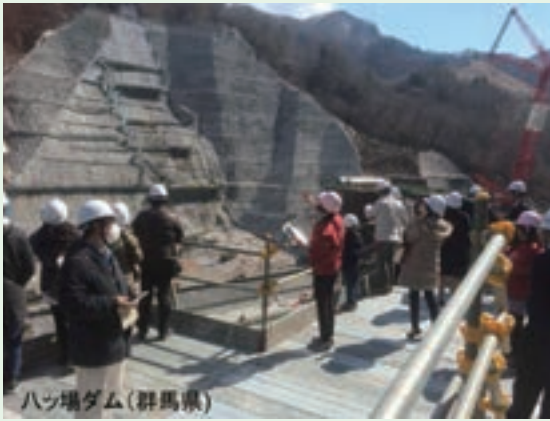
首都圏外郭放水路の見学会の開催回数を拡大するなど、インフラを観光資源として活用・開放し地域振興を図るインフラツーリズムを推進した。

## コラム

### インフラツーリズムによる観光・地域づくりの推進

ダム、橋、港等、世界に誇る土木技術等を観光資源として活用し観光・地域づくりを図る「インフラツーリズム」が盛り上がりを見せています。インフラツーリズムにより地域固有の財産であるインフラをもっとそばで見て、感じて、楽しむことで、インフラ周辺地域の活性化に加え、インフラ整備・維持管理の理解促進にも貢献することが期待されています。

各地方整備局等では現場見学会の企画や民間旅行会社とのタイアップの仕掛けづくりを精力的に行うほか、平成28年1月に開設したインフラツーリズムポータルサイトでは全国のインフラツアーの情報を紹介しています。非日常を体験できるツアーには多数の来客があり、28年度には32件だった民間主催ツアーも29年度には80件にまで増加し、ダムの観光放流と地域での食事等、インフラと地域とが連携したツアーが実施されています。また、大学生のアイデアを全国から募集するなど、新たな視点も取り入れつつ、インフラを観光資源として活用した地域活性化を推進しています。インフラに来て見て学んで楽しんで。「インフラ見楽（けんがく）」、あなたも是非一度、体験してはいかがでしょうか。



八ッ場ダム(群馬県)



天城北道路(静岡県)



宇都港(山口県)



船頭平開門(愛知県)

資料) 国土交通省

### (2) 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

良好な景観の形成や観光振興、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上等の観点から、道路の新設又は拡幅を行う際の同時整備や低コスト手法の導入に向けた実証実験を実施するなど無電柱化を推進した。

また、「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的、かつ迅速な推進を図るための無電柱化推進計画の策定を進めた。

また、全都道府県・市区町村を対象にした講習会等の開催等により、主要な観光地の市町村等における景観計画の策定を促進するとともに、国営公園で案内板の多言語化等を実施した。

河川においては「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等を活用した民間事業者によるオープンカフェ・川床の設置など、民間事業者等との連携により、河川空間とまち空間を融合させ、旅行者を魅了する良好な空間の形成を推進した。

### (3) 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

地域に眠る資産である古民家等の歴史的資源を宿泊施設等に活用し、地域の活性化に繋げるため、関係省庁と連携しながら、古民家相談窓口を設置し地域からの相談への対応や、専門家の派遣等の支援を行っている。また、クラウドファンディング等による小口投資を活用した古民家等の再生を促進するため、平成29年12月に不動産特定共同事業法を改正し、新たに創設した小規模不動産特定共同事業等の普及・啓発に取り組んでいる。

#### (4) 新たな観光資源の開拓

観光資源の体験メニューの充実、体験満足度の向上に向けて、平成29年9月から『楽しい国 日本』の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議」において検討を行い、30年3月に提言を取りまとめた。

#### (5) 広域観光周遊ルートの世界水準への改善

訪日外国人旅行者の地方誘客に資するテーマ・ストーリーを持った広域観光周遊ルートの形成を促進するため、全国計11ルートにおける具体的なモデルコースを中心に、地域の観光資源を活かした滞在コンテンツの充実、ターゲット市場へのプロモーション等、訪日外国人旅行者の周遊促進の取り組みを支援している。さらに、地域の魅力・課題の発見や施策の提案、地域の関係者のスキル向上の支援等を行うため、各地域へ専門家の派遣を行っている。

また、酒蔵やロケ地等、特定の観光資源で地方誘客を図るため、ネットワーク化した各地域を「テーマ別観光による地方誘客事業」により支援している。

他にも、酒蔵ツーリズム推進の一環として、日本産酒類の認知度向上や輸出促進等を目的に、輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の製造場において、酒類製造者が訪日外国人旅行者へ販売する酒類について、消費税に加えて酒税も免除する「輸出酒類販売場制度」を平成29年度税制改正において創設した。

さらに、平成29年10月、訪日外国人旅行者の移動の実態（利用交通機関や周遊ルート等）が把握できるFF-Dataについて最新2ヶ年分（27、28年分）を公表した。これにより、周遊ルートの分析や戦略的なプロモーション施策の企画立案・見直しへの活用が期待される。

さらに、ビッグデータを活用しつつ、既存の道路や駐車場の容量・空間を賢く使い、即効性のある渋滞対策の強化に取り組んだ。具体的には、北海道富良野美瑛地域では幅広路肩を活用した駐車待ち車両と通過交通との分離や臨時駐車場を活用したパーク&バスライドによる渋滞対策を行ったほか、国営ひたち海浜公園（茨城県）のコキア紅葉期間には円滑で確実な駐車により周辺駐車場への利用分散を促す「事前予約」の試行を実施した。

#### (6) 「観光立国ショーケース」の形成推進

訪日外国人旅行者を地方へ誘客するモデルケースを形成するため、釧路市、金沢市及び長崎市の3都市を選定し、関係省庁と3都市との意見交換会等により各都市の策定した「観光立国ショーケース実施計画」の推進を支援している。

#### (7) 東北の観光復興及び九州北部豪雨をはじめとした自然災害への対応

東北の観光復興の取り組みを一層推進するため、平成28年を「東北観光復興元年」とし、各種施策を推進している<sup>注</sup>。

また、29年7月に発生した九州北部豪雨における対応として、国内旅行客に向けてはブロガーやメディア等を通じ、訪日外国人旅行者に向けては旅行会社招請やSNS等を通じ、それぞれに九州地方における観光地の魅力の発信等を行った。

30年1月に草津白根山（本白根山）が噴火した際には、観光庁や日本政府観光局（JNTO）のホー

注 東北の観光復興については、第1章第4節（2）を参照。

ムページを通じて正確な情報発信を行い、風評被害の防止に努めた。

## 2 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

### (1) 観光関係の規制・制度の総合的な見直し及び民泊サービスへの対応

通訳案内士の絶対数の不足や悪質なランドオペレーターによる高額なキックバックを前提とした土産物屋への連れ回し等の事案に対応するため、通訳案内士の業務独占規制の廃止及び名称独占の存続、通訳案内士の質の確保、ランドオペレーターの登録制の導入、地域限定旅行業に係る規制緩和等を内容とする「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」が平成30年1月4日に施行された。

また、規制改革実施計画（28年6月2日閣議決定）及び「民泊サービス」のあり方に関する検討会」の最終報告書（同年6月取りまとめ）の内容を踏まえ、適切な規制の下でニーズに応えた民泊サービスが推進できるよう、「住宅宿泊事業法」が29年6月に成立し、政省令の整備等を行った。

## コラム

### 住宅宿泊事業法の制定による健全な民泊の普及

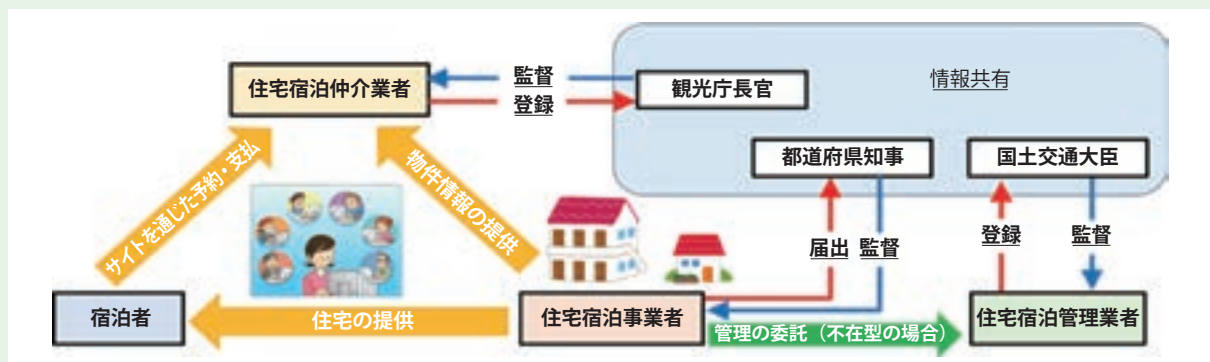
平成29年6月9日に「住宅宿泊事業法」が成立し、同月16日に公布されました。

近年、訪日外国人旅行者が急増しているとともに、今後も更なる増加が期待されているところであり、これらの方の宿泊先を確実に確保することが喫緊の課題となっているところです。また、訪日外国人旅行者の間では、住宅における宿泊サービスを利用したいというニーズがある一方、空き家・空き室となっている住宅等が増加傾向にあり、宿泊サービスを提供する住宅所有者の側からも、宿泊施設として、その有効活用を図りたいという声が高まっています。

このような状況の中、いわゆる「民泊サービス」が我が国でも急増しているところ、観光先進国を実現していく上で、その活用を図ることが急務となっています。一方、民泊サービスについては、安全面・衛生面の確保がなされていないこと、騒音やゴミ出しなどによる近隣トラブルが社会問題となっていること等が課題となっています。これらの課題に対応するため「住宅宿泊事業法」が制定されました。

同法においては、住宅宿泊事業を行うとする者に対し、都道府県知事等に届け出ることとし、衛生確保措置、騒音防止のための説明等事業の適正な遂行のための措置を義務付けること等を規定しています。

法の成立後、健全な民泊の普及に向けて、関係機関と調整しつつ準備を進め、政省令、ガイドライン等の関連法令の策定を行いました。また、同法等は30年6月15日に施行されました。



資料) 観光庁

## (2) 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

観光分野における人材の育成及び確保のため、トップレベル、中核レベル、実務レベル、それぞれのレベルで取組みを行った。

トップレベルについては、我が国の観光産業全体を牽引できる人材を育成することを目的に、一橋大学及び京都大学の大学院段階（MBAを含む）に観光の経営人材を恒常的に育成する拠点の平成30年の設置に向け、産学官連携によるカリキュラム内容の検討や広報・啓蒙活動を含めたシンポジウム等を実施した。

中核レベルの人材については、平成27年度に行った小樽商科大学での教育プログラムを水平展開し、28年度採択の和歌山大学及び大分大学、29年度に新規採択した青森大学、鹿児島大学、東洋大学、明海大学の6大学において地域の宿泊産業の経営力向上に向けた講座を開講した。

実務レベルの人材については、観光産業の人手不足の対応として、観光産業を志す学生向け長期インターンシップの調査や、働きたいシニア・女性等の潜在労働力の活用促進を図るため、先進的なモデル事例に関するオンライン講座やセミナーを開催した。

## (3) 宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供

平成28年6月に発出した宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の創設に係る通知に基づき、積極的な取組みを進めるとともに、(一財)民間都市開発推進機構(民都機構)による金融支援の対象に宿泊施設を追加した。

## (4) 世界水準のDMOの形成・育成

観光地域のマネジメント及びマーケティングを担う法人であるDMO<sup>注</sup>の全国各地での形成・育成に向けて、日本版DMO登録制度において198法人を登録するとともに、各地域の取組みに対し、情報・人材・財政金融支援の3つの側面から支援を行った。

## (5) 「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開および次世代の観光立国実現のための財源の展開

観光庁と包括的連携協定を締結している(株)地域経済活性化支援機構(REVIC)において、地域金融機関等と共同して平成29年度末までに12件の観光活性化ファンドを組成し、これらのファンドから39件の投融資を行い、観光地の面的な再生・活性化に貢献した。観光庁では、同機構の取組みに関連性の高い事業の情報提供、ファンド組成等のウェブサイトでの周知など、同機構の取組みに対する支援を行った。

また、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る観点から、観光促進のための税として国際観光旅客税が創設された(31年1月7日制度開始予定)。財源の使途に関しては、受益と負担の関係から日本人出国者を含む負担者の納得が得られ、先進的で費用対効果が高く、地方創生をはじめとするわが国が直面する重要な政策課題に合致するものに充てることとしている。

注 DMO : Destination Management/Marketing Organization。

## コラム

### 観光促進のための国際観光旅客税の創設と活用について

#### ○検討の経緯

観光を我が国の基幹産業へと成長させ、「観光先進国」の実現を図るためには、今後更に増加する観光需要に対し、より高次元な観光施策を展開していく安定的な財源を確保する必要があります。平成28年3月の「明日の日本を支える観光ビジョン」等においても、2020年訪日外国人旅行者数4,000万人等の目標達成に向けて、観光立国の受益者の負担による財源確保を検討すべきとされており、これを踏まえ、29年9月には観光庁に設置された有識者会議において検討が行われました。同年11月の検討会による中間とりまとめを踏まえた税制改正要望を行い、同年12月の「平成30年度税制改正の大綱」において、観光促進のための税として31年1月7日以後の出国旅客に定額・一律1,000円の負担を求める国際観光旅客税が創設されることとなりました。

#### ○国際観光旅客税の税収の使途について

「国際観光旅客税（仮称）の使途に関する基本方針」（29年12月観光立国推進閣僚会議決定）では以下の3つの分野に充当することとしており、30年度予算においては、31年1月7日からの徴収による総額60億円の歳入について、方針に基づき特に新規性・緊急性の高い施策・事業に充てることとしております。

##### ①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備

- ・最新技術を活用した顔認証ゲートや税関検査場電子化ゲートの整備等によるCIQ体制の整備
- ・ICT等を活用した多言語対応等及び旅行安全情報等に関する情報プラットフォームの構築

##### ②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化

- ・JNTOサイト等を活用したデジタルマーケティングの実践

##### ③観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上

- ・文化財や国立公園等に関する多言語解説の整備
- ・訪日観光における新たな観光コンテンツ整備・VR等の最新技術を駆使した最先端観光の育成

税収が満年度化する31年度予算以降は、硬直的な予算配分とならず、毎年度洗い替えが行えるよう、民間有識者の意見も踏まえつつ使途の検討を行い、予算編成を行っていきます。



納税義務者	航空機又は船舶により出国する一定の者（国際観光旅客等）
非課税等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機又は船舶の乗員</li> <li>・強制退去者等</li> <li>・公用機又は公用船（政府専用機等）により出国する者</li> <li>・乗継旅客（入国後24時間以内に出国する者）</li> <li>・外国間を航行中に天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者</li> <li>・本邦から出国したが天候その他の理由により本邦に帰ってきた者</li> <li>・2歳未満の者</li> </ul> <small>（注）本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、本税を課さない。</small>
税率	出国1回につき1,000円
徴収・納付	①国際旅客運送事業を営む者による特別徴収 <small>▶国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等から徴収し、翌々月末までに国に納付</small> ②国際観光旅客等による納付（プライベートジェット等による出国の場合） <small>▶①以外の場合、国際観光旅客等は、航空機等に搭乗等する時までに国に納付</small>
適用時期	平成31年1月7日（月）以後の出国に適用 （同日前に締結された運送契約による国際旅客運送事業に係る一定の出国を除く）
施行日	平成31年1月7日（月）

資料）財務省「国際観光旅客税法案について」より国土交通省作成



資料）観光庁

### （6）オリパラ後を見据えた訪日プロモーションの戦略的高度化及びインバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化

観光庁・JNTOは、欧州・北米・豪州からのインバウンドを更に促進するため、平成30年2月に、日本の旅行先としての認知度向上を目的とした「Enjoy My Japan グローバル・キャンペーン」を開始し、デジタル技術を活用しつつ、ウェブを中心に広告・情報発信を展開した。

JNTO内にデジタルマーケティング専任部署を新設し、ICT経験人材を配置するとともに、ウェブサイト刷新、アプリ・インスタグラムの運用開始、全ウェブサイトアクセス解析を始める仕組みなどのデジタルマーケティングの基盤整備を進めた。

### （7）MICE誘致の促進

我が国のMICE国際競争力の更なる強化に向けて、平成29年7月に関係府省一体となって実施する施策について「関係府省MICE支援アクションプラン中間とりまとめ」を、同年8月にMICE業界、関係省庁・団体に係る施策について「MICE国際競争力強化委員会中間とりまとめ」を策定した。これらの取りまとめに沿って、同年11月に各コンベンションビューローの機能強化等を目指して「グローバルMICE都市・都市力強化対策本部」を新設する等、より一層取組を強化した。また、グローバル企業のビジネス活動を支える会議施設等の整備への支援を実施している。

### （8）ビザの戦略的緩和

観光ビジョンにおいて戦略的なビザ緩和の対象市場である中国とインドについて、申請手続の一部簡素化を行ったほか、中国については東北六県<sup>注</sup>への訪問者に対する数次ビザの発給等、インドについては数次ビザ対象者の拡大を実施した。また、アラブ首長国連邦に対する事前登録制ビザ免除のほか、CIS・東欧諸国等に対するビザ緩和措置を行った。

注 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の六県

### (9) 訪日教育旅行の活性化

観光ビジョン等を踏まえ、JNTOに一元的窓口で訪日教育旅行の受入マッチングを行ったほか、台湾等の市場において教育関係者等の招請事業等を行った。

### (10) 観光教育の充実

子どもたちが地元や日本各地の歴史や文化の魅力的な観光資源等を学習し、その魅力を自ら発信できるように、先進的な取組事例を収集し、モデル授業の構築を行った。

### (11) 若者のアウトバウンド活性化

日本旅行業協会にて「アウトバウンド促進協議会」を設立し、セミナー等を実施した。また、観光庁において、若者のアウトバウンド活性化について具体的な方策を検討するため、「若者のアウトバウンド活性化に関する検討会」を平成29年12月に立ち上げ、活性化方策の取りまとめに向けて検討会を3回実施した。

## 3 すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

### (1) 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

関係省庁と連携の下、入国審査の待ち時間を活用して個人識別情報を事前取得するバイオカードの配備空港を3空港から15空港に拡大したほか、平成29年10月、日本人帰国手続きのための顔認証ゲートを羽田空港に先行導入した。

さらに、那覇、鹿児島など8空港に新たにボディスキャナーを導入するとともに、高性能な爆発物自動検出機器類について、羽田空港をはじめ一部の主要空港等に新たに導入した。

### (2) 民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進

拠点駅周辺の案内サイン、バリアフリー交通施設、歩行空間等の整備を支援し、わかりやすく使いやすい歩行空間のネットワークの構築を推進している。

また、日本の都市の魅力を発信し、インバウンド需要の取り込み、都市開発の海外展開につなげるため、シティ・フューチャー・ギャラリー（仮称）構想の検討を進めた。

### (3) 訪日外国人旅行者受入環境整備

公共交通機関、観光案内所等における多言語対応、無料公衆無線LAN環境の整備や公衆トイレの洋式化等に対する支援を行った。

また、約600の旅館・ホテル等宿泊施設におけるインバウンド対応経費の支援を行った。

一般物品の免税販売の対象となる購入下限額の引下げ等を含めた、外国人旅行者向け消費税免税制度について引き続き周知徹底を図り、地方も含めた消費税免税店の拡大に取り組んだ。また、外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続の効率化を図る観点から、平成30年7月より一定の条件（特殊包装等）の下、一般物品と消耗品の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とするとともに、32年4月より免税販売手続を電子化することとした。

また、「道の駅」について、消費税免税店や観光案内所の設置、無料公衆無線LAN（「道の駅」SPOT）等のインバウンド対応を促進し、地域の情報発信の拠点とする取り組みを推進した。

### (4) 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

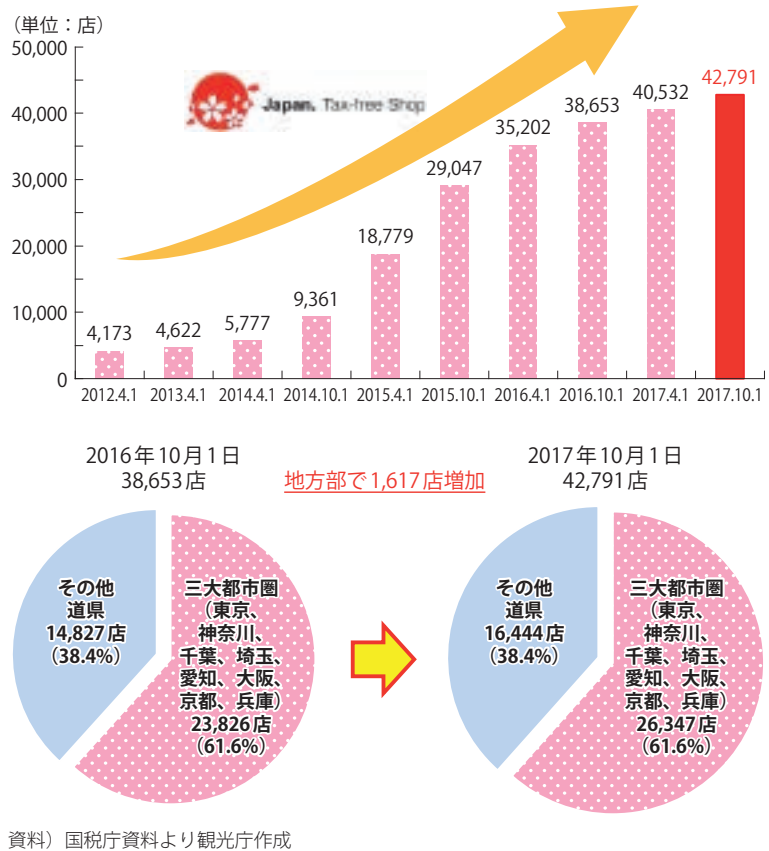
外国人旅行者を受入可能な医療機関について、厚生労働省との連携のもと、都道府県の協力を得て、平成29年度に約1,260の医療機関をリスト化し、情報発信を行った。また、引き続き外国人旅行者が医療費の不安なく治療が受けられるように、訪日後でも入れる旅行保険への加入を促進した。

### (5) 「地方創生回廊」の完備

訪日外国人旅行者の更なる地方誘客に資するよう、ジャパン・レールパスについて、販売窓口の体制の充実として、平成30年3月、国内販売箇所を16駅・空港から55駅・空港に拡大した。

さらに、多様な交通モードが選択可能で利用しやすい環境を創出し、人とモノの流れや地域の活性化を促進するため、バスを中心とした交通モード間の接続（モーダルコネクト）の強化を推進している。28年4月には、新宿駅南口に日本最大級のバスターミナルであるバスタ新宿が開業し、新宿駅西口周辺に19箇所所在していた高速バス停が集約された。平成29年度は品川駅や神戸・三宮周辺地区において、立体道路制度を活用した集約交通ターミナル整備に向け検討を推進した。バスタ新宿においては、30年3月28日より、ETC2.0を共通プラットフォームとする新たな高速バスロケーションシステムの実証実験を開始したところであり、引き続き、実証実験参加会社・路線を拡充し更なる

図表 II-3-2-1 消費税免税店の推移



利便性向上に努めるとともに、他のターミナル等への展開等についても検討を推進していく。

訪日外国人旅行者をはじめ、すべての利用者にわかりやすい道案内を実現するため、整備の進む我が国の高速道路ネットワークにおいて、路線名に併せ、高速道路に路線番号を付す「ナンバリング」を導入し、2020年までの整備概成に向けて、各道路管理者と連携して整備を推進した。また、全国の主要観光地49拠点等において、各機関の案内看板等とも連携し、道路案内標識の英語表記改善を推進するとともに、著名な観光地や名所等において交差点名標識への観光地名称の表示を推進した。

高速道路会社が、レンタカーを利用する訪日外国人旅行者向けに、北海道エリアなど地域ごとに高速道路の周遊定額パスを実施するとともに、全国エリアを対象とした初めての周遊定額パスを29年10月より開始した。

また、船旅に係る新サービス創出の促進を図るため、28年4月より開始した「船旅活性化モデル地区」制度については、30年3月末時点で18地区設定された。

過疎地域等における観光客の交通手段を確保するため、「自家用有償旅客運送制度」の対象を国家戦略特別区域において訪日外国人旅行者をはじめとする観光客に拡大し、兵庫県養父市において検討会議を設置し検討を進め、29年12月、養父市区域計画が策定、認定された。

地方自治体の交通施策担当者が訪日外国人旅行者の誘客を支える交通施策を立案する上で参考となるよう「地域のモビリティ確保の知恵袋2017～訪日外国人旅行者の地方誘客を支える交通施策～」を策定した。

#### (6) 地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進

国際線就航を通じた訪日誘客誘致の促進のため、平成29年7月に全国27の空港を「訪日誘客支援空港」として認定し、LCCを含む国際線の新規就航・増便、旅客の受入環境高度化への支援等を実施している。

このほか、JNTOにおいて、国際航空見本市へ出展し、商談を実施するとともに、新規就航・増便に合わせ、各市場において共同広告を実施した。

また、民間の知恵と資金の活用を図ることにより空港の活性化を目指すため、高松空港、福岡空港、熊本空港、北海道内7空港、広島空港について、空港運営の民間委託に向けた手続き・検討等を進めた。

さらに、羽田空港の飛行経路見直しに必要な施設整備、成田空港の高速離脱誘導路等の整備、中部空港のLCC専用ターミナルの整備、福岡空港及び那覇空港の滑走路増設事業等、空港発着容量拡大等の取り組みを進めた。

#### (7) クルーズ船受入の更なる拡充

観光ビジョンに掲げた「訪日クルーズ旅客を2020年に500万人」という目標の実現のため、既存ストックを活用して大型クルーズ船を受け入れるための係船柱、防舷材等の整備を行うとともに、クルーズ旅客の利便性、安全性の確保等を図る事業を行う地方公共団体等に対する補助制度（国際クルーズ旅客受入機能高度化事業）を平成29年度に創設するなど、クルーズ船寄港の「お断りゼロ」に向けた取り組みを行った。

また、国土交通大臣が指定した港湾において、旅客施設等を整備し一般公衆の利用に供する民間事業者に対し、岸壁の優先使用などを認める協定制度の創設等を内容とする「港湾法の一部を改正する法律案」が同年6月に成立、7月に施行された。同年7月26日には、法律に基づく新制度を適用する

「国際旅客船拠点形成港湾」として6港を指定した。さらに30年2月27日に鹿児島港を「『官民連携による国際クルーズ拠点』を形成する港湾」に追加で選定した。

さらに、マレーシア及びフィリピンにおいての現地旅行会社等を対象としたセミナーや、「全国クルーズ活性化会議」と連携して、クルーズ船社と港湾管理者等との商談会を開催したほか、港湾施設の諸元や寄港地周辺の観光情報を一元的に発信するウェブサイトの充実を図った。

## コラム

### クルーズ船の寄港による経済効果

Column

クルーズ船が寄港すると一度に多くの観光客が下船し、食事、観光、ショッピング、などによる直接的な経済効果のみならず、これらの観光消費に伴う関連産業の生産・雇用の発生などの波及効果も生まれます。例を挙げると、熊本県の八代港では、平成29年1月に大型クルーズ船が寄港した際に、地元企業が日本酒を納入したことをきっかけに、醤油やサーモンなど納入品目が徐々に増え、同年9月には地元企業が共同で、地元生産者から飲料や農畜水産物などの食材を広く調達し、クルーズ船へ販売することを目的とした専門商社を設立しました。

このように、クルーズ船の受入れにより、全国津々浦々で観光消費や新たなビジネスが生まれています。

クルーズ船の寄港による経済効果の例（八代港）



資料) 国土交通省

## (8) 公共交通利用環境の革新

全国の公共交通機関を網羅した経路検索を可能にするため、交通事業者と経路検索サービス提供者等との間で、時刻表や経路等の経路検索に必要な情報の受渡しを行うための共通フォーマットを作成した。また共通フォーマットの効率的な活用に向け、課題を整理するための実証実験を行った。

駅ナンバリングについて、JR東海は平成30年3月から名古屋・静岡の都市圏エリア及び高山線・中央線における外国人利用の多い駅9路線176駅に順次導入しており、JR西日本は同年3月までに近畿エリアの12路線266駅に導入した。また、バスナンバリングが既に導入されたシステムの改善及び未導入システムにおける導入促進に向け、同年2月に設置した関係者からなる検討会において議論を実施した。

タクシーについて、アプリを活用し29年8月から10月にかけて事前確定運賃、30年1月から3月にかけて相乗りタクシーの実証実験を実施した。また、外国語等に対応した高級車による予約配車

サービスの実証実験を実施した。

訪日外国人旅行者が鉄道等で大きな荷物を持ち運ぶ不便を解消するため、空港・駅等で荷物の一時預かり、空港・ホテル・海外の自宅等へ荷物を配送する手ぶら観光を推進した。（「手ぶら観光」共通ロゴマークの認定数：30年3月現在222箇所）

### （9）2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたユニバーサルデザインの推進

平成29年2月に決定した「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の確実な成功及びその先を見据え、大規模駅等のバリアフリーの高度化に取り組むとともに、全国各地における高い水準のバリアフリー化、心のバリアフリーを推進していくこととされた。これに関連して、平成30年2月、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出するとともに、同年3月に交通バリアフリー基準を改正した。

また、バス・タクシーのバリアフリー車両導入促進を図ったほか、観光においては、宿泊施設、旅行業、観光地域向け接遇マニュアルの作成、旅行相談窓口や宿泊施設の情報発信のあり方の検討を行うとともに、旅館・ホテルが行うバリアフリー化への改修の支援事業を開始した。

東京都、千葉、埼玉、神奈川県内における「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた道路標識改善の取組方針」を策定し、英語表記改善、路線番号の活用、ピクトグラム・反転文字の活用等による道路標識の改善を実施した（29年11月時点で1都3県で整備着手）。

さらに、全国の主要鉄道駅や観光地周辺における道路について、駅前広場等の歩行空間のユニバーサルデザイン化を重点的に支援した。

加えて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連駅へのエレベーターの増設やホームドアの整備などのバリアフリー化について支援した。

空港においては、旅客ターミナルビルの対応に関する数値目標を設定するとともに、旅客利便性を向上させるため、羽田空港国際線ターミナルのタクシー乗り場再配置等を実施した。

## 第3節

## 良好な景観形成等美しい国づくり

### 1 良好な景観の形成

#### （1）景観法等を活用したまちづくりの推進

「景観法」に基づく景観行政団体<sup>注</sup>は平成29年3月末時点で698団体に増加し、景観計画は538団体で策定されるなど、良好な景観形成の取組みが推進されている。また、景観行政団体となることで都道府県事務である屋外広告物法に基づく条例制定を行った市町村は、29年4月1日時点で89団体に増加し、総合的な景観まちづくりが進められている。

<sup>注</sup> 都道府県、政令指定都市、中核市又は都道府県知事とあらかじめ協議した上で、景観行政事務（景観法第2章第1節～第4節、第4章及び第5章の規定に基づく事務）を処理する市町村をいう。

## (2) 社会資本整備における景観検討の取組み

景観に配慮した社会資本整備を進めるため、地域住民や学識経験者等の多様な意見を聴取しつつ、事業後の景観の予測・評価を行い、事業案に反映させる取組みを推進している。

## (3) 無電柱化の推進

良好な景観の形成や観光振興、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上等の観点から、道路の新設又は拡幅を行う際の同時整備や低コスト手法の導入に向けた実証実験を実施するなど無電柱化を推進した。

また、「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的、かつ迅速な推進を図るための無電柱化推進計画の策定を進めた。

## (4) 「日本風景街道」の推進

多様な主体による協働の下、道を舞台に、地域資源を活かした修景・緑化を進め、観光立国の実現や地域の活性化に寄与することを目的に「日本風景街道」を推進している。平成30年3月末現在141ルートが日本風景街道として登録されており、「道の駅」との連携を図りつつ、道路を活用した美しい景観形成や地域の魅力向上に資する活動を支援している。

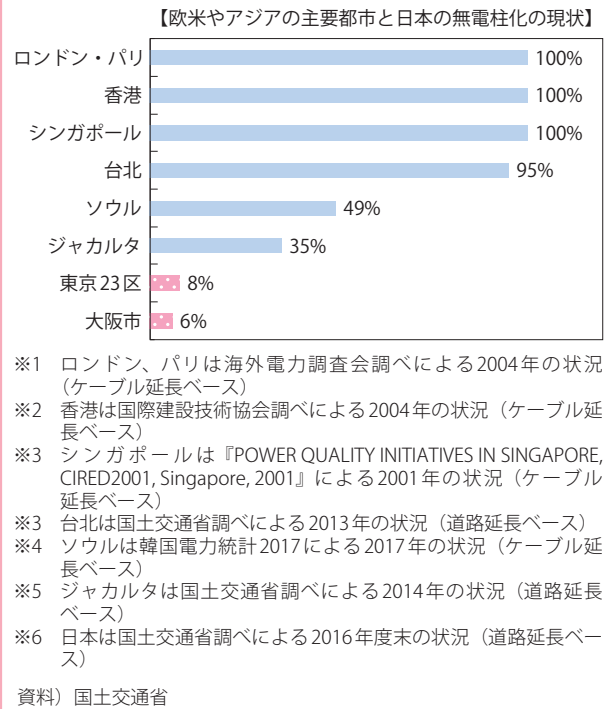
## (5) 景観に配慮した道路デザインの推進

安全・円滑・快適に加えて、景観面での美しさを備えた道路の整備に関する一般的技術的指針である「道路デザイン指針（案）」を道路空間の再構築などの社会の要請を踏まえて改定した。あわせて、道路の質的な向上を図り、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造等に寄与することを目的として、道路附属物等の設置・更新を検討するにあたっての景観への配慮事項を示した「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」を策定した。

## (6) 水辺空間等の整備の推進

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための「多自然川づくり」をすべての川づくりにおいて推進している。河口から水源地まで河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、「かわまちづくり」計画を作成し、河川空間とまち空間が融合した良好な空間の形成を推進している。具体的には、良好な河川環境を保全・復元及び創出する「総合水系環境整備事業」や河川空間をオープン化する「河川敷地占用許可準則の特例措置」、ダムを活用した水源地域活性化を図る「水源地域ビジョン」、広く一般に向けて川の価値を見いだす機会を提供する「ミズベリングプロジェクト」等により支援している。

図表 II-3-3-1 欧米主要都市等と日本の電線地中化の現状



また、下水処理水のせせらぎ水路としての活用等を推進し、水辺の再生・創出に取り組んでいる。さらに、汚水処理の適切な実施により、良好な水環境を保全・創出している。

## 2 自然・歴史や文化を活かした地域づくり

### (1) 我が国固有の文化的資産の保存・活用等に資する国営公園等の整備

我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用等を図るため、国営公園等の整備を推進しており、17公園が開園している。平成29年度には、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園等の整備を行った。また、平成29年11月に「明治150年」関連施策の一環として明治記念大磯邸園（仮称）の設置が閣議決定された。

### (2) 古都における歴史的風土の保存

京都市、奈良市、鎌倉市等の古都においては、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）」に基づき、建築物等の新・増・改築、宅地の造成等行為の制限を行うとともに、土地の買入れなどの古都保存事業や普及啓発活動等を実施することにより、歴史的風土の保存を図っている。

### (3) 歴史的な公共建造物等の保存・活用

地域のまちづくりに寄与するために、長く地域に親しまれてきた歴史的な官庁施設の保存・活用を推進している。歴史的砂防施設（平成30年3月31日現在、重要文化財2件、登録有形文化財193件）については、施設及びその周辺環境一帯を地域の観光資源の核として位置付け、環境整備を行うなど、新たな交流の場の形成に資する取組みを促進している。

### (4) 歴史文化を活かしたまちづくりの推進

地域の歴史や伝統文化を活かしたまちづくりを推進するため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」に基づき、66市町（平成30年3月31日現在）の歴史的風致維持向上計画を認定し、計画に基づく取組みを支援している。また、良好な景観や歴史的風致の形成を推進するため、景観・歴史資源となる建造物の改修等の支援を行った。

図表 II -3-3-2

荒川流域の歴史的治水・砂防施設を巡る観光・交流イベントを推進（福島県福島市）



資料) 国土交通省



### (5) ミズベリング・プロジェクトの推進

「ミズベリング」とは、日常的な生活や経済活動を営みながら、身近にある川をほとんど意識していない人々や民間企業に対し、川の外から改めて川の価値を見いだす機会を提供する取り組みである。

身近なニューフロンティアとして川を活用し、多様な主体が連携することで、新たなソーシャルデザインを生み出しながら、全国各地の水辺から地域活性化を実現しようとする活動であり、全国60箇所以上でその活動が展開されている。

川の価値を更に生かし、川が地域の宝として役割を果たせるよう、国土交通省はミズベリングを通じて地域の人々や民間企業の取組支援を推進する。

### (6) グリーンインフラの取組みの推進

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするグリーンインフラについて、多自然川づくりや緑の防潮堤、延焼防止等の機能を有する公園緑地の整備など様々な分野において、その取組みを推進している。

図表 II -3-3-3

川床のスケッチ（宮川：岐阜県高山市）



資料) 公益社団法人高山青年会議所

図表 II -3-3-4

実現した川床の様子（宮川：岐阜県高山市）



資料) 公益社団法人高山青年会議所